

さいたま市の助役の内藤でございます。私から、本日の調印式に至りますまでの、さいたま市と岩槻市との合併に向けたこれまでの経過報告について及び合併協定書について申し上げます。

お手元に配付させていただきました調印式資料の7ページに、これまでの経過について簡単に取りまとめしておりますので、ごらんいただきたいと思います。市町村合併への動きが全国的に広がる中、岩槻市では平成15年1月26日に、合併についての意思を問う住民投票を実施した結果、さいたま市との合併を希望する市民の意見が多数を占めたことから、岩槻市民の意思を最大限尊重することとして、2月5日に岩槻市長さん及び市議会議長さんが、さいたま市に対し合併協議の申し入れをなされたのが協議開始のきっかけとなったものでございます。

その後、両市議会における任意合併協議会設置に関する決議を経て、4月21日には両市助役以下の合併担当職員により、任意合併協議会設置に関する事項について協議を行う第1回合併問題連絡会議を開催したところでございまして、以降設立準備会を含め4回の検討を重ね、7月15日に任意合併協議会を設置し、両市の合併協議をスタートいたしました。

任意合併協議会では、合併にかかわる課題、協議項目、新市建設計画等々について、委員の皆様方一つ一つ慎重かつ迅速にご審議を重ねていただき、円滑のうちに協議が進んだことから、本年6月16日、両市の市議会において法定合併協議会設置議案を可決いただきました。

そして、6月22日開催の第11回任意合併協議会において、6月24日付けをもって任意合併協議会の解散についてご決定をいただきました。

6月25日には、第1回法定合併協議会を開催し、任意合併協議会での協議経過を踏まえた協議項目についてご決定をいただき、7月20日開催の第2回協議会では、残された協議項目である合併の期日、議会の議員の定数及び任期の取扱い及び新市建設計画案について決定され、すべての協議事項について審議が終了いたしました。そして、合併の是非につきましては、全会一致で合併を是とすることとされました。

先ほど開催されました第3回協議会では、これらの項目を取りまとめました合併協定書をご決定いただきましたので、ここに合併協定調印式を迎えることができたものでございます。これまでいただきました埼玉県を初めとする関係皆様方のご指導とご協力、さらにご支援に対しまして、心から感謝と敬意を表したいと存じます。まことにありがとうございました。

今後は、両市の議会におきまして合併関係議案をご審議いただき、議決をいただきましたら、埼玉県知事への合併申請を経て国への手続が進められ、平成17年4月1日から

新さいたま市の誕生となるわけでございます。

次に、別添のさいたま市・岩槻市合併協定書につきましてご説明をさせていただきます。合併協定書の内容につきましては、これまでの協議によりまして、合併の方式、合併の期日、岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置のほか、市民生活に密接な福祉、保健、環境、教育等の各種事務事業並びに市町村建設計画など、協定項目のすべてについてご決定をいただきました。本日の合併協定書は、合併協議会で確認された内容を証する書面として取りまとめたものでございます。

1の合併の方式につきましては、岩槻市を廃し、その区域をさいたま市に編入する編入合併とするものでございます。2の合併の期日は、平成17年4月1日とするものでございます。3の岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置は、現在の岩槻市の区域をもって一つの行政区とし、岩槻区とするものであります。また、行政区の事務所の位置は、現在の岩槻市役所がある岩槻市本町六丁目1番1号とするものでございます。

以上が基本的な事項についての協定内容であります。時間の都合もございまして、4の財産の取扱い以下につきましては、後ほどごらんをいただければと存じます。

続きまして、市町村建設計画につきましては、別添の新市建設計画のとおりでございますけれども、この計画は合併後のまちづくりのマスタープランであり、さいたま市及び岩槻市の総合振興計画を踏まえて策定をいたしております。この計画を推進し、新市の速やかな一体化と均衡ある発展を図るものでございます。

以上、すべての協定項目の確認、決定がなされましたので、この後両市の市長、そして立会人として上田埼玉県知事さん、合併協議会委員の皆さんに署名をいただくこととなっております。

なお、この合併協定書につきましては、今後県への廃置分合の申請書に写しを添付して提出する予定でございます。

以上、簡単でございますけれども、経過報告と合併協定書の説明とさせていただきます。ありがとうございました。